［項を削る。］

2～8　［略］

9　法務調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　委員会の所掌事務に関する訴訟に関する事務の総括に関すること。

二　前号に掲げる事務に関し必要な調査に関すること。

10　法務調査室に、室長を置く。

11～14　［略］

（放射線環境対策室並びに企画官及び地方放射線モニタリング対策官）

第十八条　監視情報課に、放射線環境対策室並びに企画官一人及び地方放射線モニタリング対策官二十一人を置く。

2～6　［略］

（企画官、経理調査官、首席技術研究調査官、上席会計監査官及び上席技術研究調査官）

第二十条　長官官房に、企画官三人、経理調査官一人、首席技術研究調査官五人、上席会計監査官一人及び上席技術研究調査官九人を置く。

2～6　［略］

（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力施設検査官、安全管理調査官、上席原子力施設検査官及び品質管理専門官）

第二十二条　原子力規制部に、安全規制調整官十三人、特殊施設規制官一人、首席原子力施設検査官三人、安全管理調査官九人、上席原子力施設検査官二人及び品質管理専門官四人を置く。

2～7　［略］

二　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三　法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

四　委員会の所掌事務に関する法令案の作成、法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関する事務の総括に関すること。

3　法務室に、室長を置く。

4～10　［略］

［項を加える。］

11～14　［略］

（放射線環境対策室並びに企画官及び地方放射線モニタリング対策官）

第十八条　監視情報課に、放射線環境対策室並びに企画官一人及び地方放射線モニタリング対策官二十人を置く。

2～6　［略］

（企画官、経理調査官、首席技術研究調査官、上席会計監査官及び上席技術研究調査官）

第二十条　長官官房に、企画官三人、経理調査官一人、首席技術研究調査官十人、上席会計監査官一人及び上席技術研究調査官九人を置く。

2～6　［略］

（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力施設検査官、安全管理調査官、上席原子力施設検査官及び品質管理専門官）

第二十二条　原子力規制部に、安全規制調整官十三人、特殊施設規制官一人、首席原子力施設検査官四人、安全管理調査官九人、上席原子力施設検査官二人及び品質管理専門官四人を置く。

2～7　［略］

（原子力安全人材育成センターに置く課等）

第二十五条　センターに、次の四課並びに総括指導官一人及び上席指導官十人を置く。

人材育成課

規制研修課

原子炉技術研修課

国際研修課

（人材育成課の所掌事務）

第二十六条　人材育成課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　センターの職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること。

二　所長の官印及び所印の保管に関すること。

三　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

四　センターの所掌事務に関する総合調整に関すること。

五　センターの所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

六　センター所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

七　原子力利用における安全の確保に関する人材の育成の企画及び立案並びに実施に関すること。

八・九　［略］

（規制研修課の所掌事務）

第二十七条　規制研修課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原子力利用における安全の確保に関する研修（国際機関、外国政府機関等に係るもの及び語学に係るものを除く。次条第一号において同じ。）の企画及び立案並びに実施に関すること（原子炉技術研修課の所掌に属するものを除く。）。

二　前号に掲げる事務に関し必要な調査及び研究に関すること。

三　［略］

（原子力安全人材育成センターに置く課）

第二十五条　センターに、次の四課を置く。

人材育成・研修企画課

業務課

国際研修課

管理課

（人材育成・研修企画課の所掌事務）

第二十六条　人材育成・研修企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

一　原子力利用における安全の確保に関する人材の育成及び研修に関する企画及び立案に関すること。

二・三　［略］

（業務課の所掌事務）

第二十七条　業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原子力利用における安全の確保に関する人材の育成及び研修の実施に関すること（国際研修課の所掌に属するものを除く。）。

［号を加える。］

二　［略］